

東日本大震災津波復興特別委員会会議記録

東日本大震災津波復興特別委員会委員長 岩崎 友一

1 日時

令和7年3月24日（月曜日）

午前10時2分開会、午前11時33分散会

2 場所

特別委員会室

3 出席委員

岩崎友一委員長、柳村一副委員長、佐々木順一委員、関根敏伸委員、五日市王委員、高橋はじめ委員、小西和子委員、郷右近浩委員、軽石義則委員、名須川晋委員、岩渕誠委員、佐藤ケイ子委員、菅野ひろのり委員、上原康樹委員、千葉秀幸委員、大久保隆規委員、畠山茂委員、千葉伝委員、佐々木茂光委員、城内愛彦委員、神崎浩之委員、川村伸浩委員、福井せいじ委員、臼澤勉委員、佐々木宣和委員、高橋穂至委員、高橋こうすけ委員、はぎの幸弘委員、鈴木あきこ委員、松本雄士委員、村上秀紀委員、菅原亮太委員、中平均委員、高橋但馬委員、吉田敬子委員、佐々木朋和委員、千葉盛委員、飯澤匡委員、佐々木努委員、ハクセル美穂子委員、工藤剛委員、村上貢一委員、斎藤信委員、高田一郎委員、木村幸弘委員、小林正信委員、田中辰也委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

藤原事務局次長、昆野議事調査課総括課長、嵯峨政策調査課長、加藤主任主査、門脇主任主査、久保田主査、小野寺主任、藤澤主事

6 説明のために出席した者

福田復興防災部長、北島復興防災部副部長兼復興危機管理室長、戸田復興防災部副部長兼消防安全課総括課長、森田復興推進課総括課長、田端防災課総括課長、前田復興くらし再建課総括課長、山崎復興くらし再建課被災者生活再建課長、田澤総括危機管理監兼放射線影響対策課長、荒澤政策企画課政策課長兼調査監、兼平ふるさと振興企画室企画課長、森県北・沿岸振興室沿岸振興課長、田内保健福祉企画室企画課長、草木地域福祉課総括課長、佐々木障がい保健福祉課総括課長、坂田農林水産企画室企画課長、田村森林保全課総括課長、筒井技術参事兼水産振興課総括課長、工藤漁港漁村課総括課長、小野寺経営支援課総括課長、斎藤商工企画室企画課長、

伊五澤産業経済交流課総括課長、高橋觀光・プロモーション室長、
吉田環境生活企画室企画課長、高橋県土整備企画室企画課長、
澤田都市計画課総括課長、高井参事兼建築住宅課総括課長、
柏葉文化スポーツ企画室企画課長、黒澤教育企画室教育企画推進監兼服務管理監、
伊藤学校教育室学校教育企画監

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

- (1) 東日本大震災津波からの復興の取組状況について
- (2) 現地調査の実施について
- (3) その他

9 議事の内容

○岩崎友一委員長 ただいまから東日本大震災津波復興特別委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日は、配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、日程1、東日本大震災津波からの復興の取組状況について、執行部から説明をお願いします。

○福田復興防災部長 東日本大震災津波から14年が経過する中、これまでに復興道路や災害公営住宅の整備、商業施設や水産加工施設の再開など、関係者の皆様の御尽力により、多くの取り組みが行われてまいりました。

一方、沿岸地域の基幹産業である水産業については、養殖サーモンなどの新たな動きがある中でも、主要魚種の不漁が深刻な事態となっており、また、こころのケアなどの被災者支援もいまだ道半ばとなっております。

これまで県としてあらゆる機会を捉えて、必要な支援の継続を国に訴えてきましたほか、県議会の皆様にも国への意見書の提出などを行っていただきました。3月11日の県の追悼式では、伊藤復興大臣から被災者のこころのケアや水産業の再生には引き続き取り組んでいく必要があると認めていただいたところであり、そのことを踏まえ、ことしの夏ごろには復興の基本方針が改定される見通しとなっております。

また、先般の大船渡市の山林火災については、東日本大震災津波との二重被災にもなっておりまして、3月16日に坂井防災担当大臣に被災地にお越しいただき、国庫補助などに関する要望書を県から提出したほか、19日には県として復旧・復興推進本部を立ち上げ、くらしの再建、なりわいの再生、インフラの整備の3本柱で取り組んでいくこととしております。

本日は、東日本大震災津波からの復興の取り組み状況について、当部の北島副部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○北島復興防災部副部長兼復興危機管理室長 東日本大震災津波からの復興の取り組み

状況について、3点御説明を申し上げます。

まず、一つ目の令和7年度当初予算（案）における復興の主な取り組みについて、資料1をお願いします。この資料は、令和7年度当初予算案に盛り込まれた復興推進に係る主要な事業を復興の4本の柱ごとに掲載したものであり、本日は主に新規事業や拡充事業を中心御説明申し上げます。なお、説明に当たっては、資料右下にあるスライド番号を使用してまいります。

一つ目の柱、安全の確保ですが、新規事業となる一番下の災害時学校支援チーム構築事業費は、大規模災害等が発生した際に学校教育の早期再開を支援するためのチームを構築しようとするものです。

拡充事業となる上から二つ目の個別避難計画作成支援事業費は、個別避難計画の策定に向け、市町村向け研修会のほか、新たに医療的ケア児等専門的な支援を要するケースの計画作成や避難訓練を実施しようとするものです。

次に、スライド番号2の上段の二つ目の柱、暮らしの再建ですが、一番上の被災者生活支援事業費は、いわて被災者支援センターにおいて、経済面や生活面での課題を抱える被災者を支援しようとするものであり、その下の被災地こころのケア対策事業費は、被災者の精神的負担を軽減するため、こころのケアセンター等を運営しようとするものです。

次に、下段の三つ目の柱、なりわいの再生ですが、新規事業となる上から二つ目のマーケットイン型サーモン養殖推進事業費は、サーモンの新種苗の開発やその効率的な生産体制の構築に向けた技術検証を実施しようとするものです。

拡充事業となる一番上の養殖業振興事業費は、アサリ種苗の量産技術の実証試験のほか、新たにワカメやヨーロッパヒラガキの種苗生産技術の開発等を実施しようとするものです。

上から三つ目の新たな水産資源利活用モデル開発事業費は、ALPS処理水の風評被害を受けている水産物の販路、物流モデルの構築のほか、新たに生産分野と流通、加工分野の連携体制を強化しようとするものです。

次に、スライド番号3の上段、下から2番目のみちのく潮風トレイン受入態勢強化事業費は、関係団体の連携による来訪者の受け入れ態勢の強化を図ろうとするものです。

また、その下の大規模施設園芸企業誘致促進事業費は、大規模園芸施設の企業誘致に向けた体制の整備や誘致構想の作成等を実施しようとするものです。

最後に、下段の四つ目の柱、未来のための伝承・発信ですが、上から二つ目の復興情報発信事業費は、県内伝承施設等とのネットワーク化を進めながら、東日本大震災津波伝承館を拠点とした事実・教訓の伝承・発信、国内外へのいわての復興情報の発信を実施しようとするものです。

次に、二つ目の令和7年いわて復興ウォッチャー調査結果について、資料2をお願いします。この調査は、復興状況を定期的に把握するため、復興の動きを観察できる立場の方々の協力を得て平成24年から実施しており、沿岸地域に居住、就労している151名の原則同

じ方々を対象に、毎年1月に被災者の生活や地域経済の回復に対する実感や災害に強い安全なまちづくりに対する実感、そしてそのように感じる理由について調査をしております。

それでは、令和7年の調査結果の概要について、スライド番号2をお願いいたします。
(1)、被災者の生活の回復度に関する実感ですが、震災前と比べて回復した、やや回復したの合計が80.7%であり、前回を3.3ポイント下回っております。また、あまり回復していない、回復していないの合計は1.8%であり、前回を0.2ポイント上回っております。回答理由についての主なコメントでは、住宅再建は完了し、地域行事が再開したとの声がある一方、人口減少や物価高騰、コミュニティー形成等の課題を挙げる声があつたところです。

続いて、スライド番号3をお願いします。(2)の地域経済の回復度に対する実感ですが、回復した、やや回復したの割合は、前回とほぼ同じであるものの、回復したが27.6%であり、前回を3.0ポイント上回りました。また、回復していないが5.2%であり、前回を1.9ポイント下回っております。主なコメントでは、交通ネットワークの整備により、物流や人的交流が拡大したとの声がある一方、水産業の不振や公共工事の減少を指摘する声があつたところです。

続いて、スライド番号4をお願いします。(3)の災害に強い安全なまちづくりに対する実感ですが、震災前と比べて達成した、やや達成したの合計が76.1%であり、前回を3.3ポイント下回っております。あまり達成していない、達成していないの合計は5.1%であり、前回を若干下回っております。主なコメントでは、ハード面の整備や避難訓練の実施などにより、安全なまちづくりを実感する声がある一方、年数の経過による風化への懸念や将来の地震、津波対策の重要性を指摘する声があつたところです。

続いて、スライド番号5をお願いします。(4)のいわて復興ウォッチャー・動向判断指標の推移ですが、掲載している折れ線グラフは、これまでの調査結果について時系列にその推移を表したものであり、100に近づくほど状況が改善していることを表しています。青の折れ線、生活回復度については、物価高騰の影響等により若干下降したものと考えており、また緑の折れ線、安全なまちづくりについては、能登半島地震の発生を受けた防災意識の向上や風化への懸念等により若干下降したものと考えております。赤の折れ線、地域経済については、令和2年以降横ばいの状況が続いております。今回の調査結果も踏まえながら、今後とも引き続き、誰一人として取り残さないという理念のもと、第2期復興推進プランに掲げる取り組みを着実に進めてまいります。

最後に、三つ目の第2期復興・創生期間以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた動きについて、資料3をお願いします。上段の箱囲みですが、政府においては、有識者による第2期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループを設置し、議論を進めています。このたび、これまでの議論を踏まえ、令和7年度で終了する第2期復興・創生期間の次の5年間に向けた基本姿勢や検討すべき課題等が取りまとめられ、国の復興推進会議において決定されたので、その概要について御説明いた

します。

まず、1の国における復興の基本方針の見直しに向けた議論の流れについてですが、令和6年8月21日に地震・津波被災地域等に係る復興施策の総括についてワーキンググループから復興推進委員会へ中間報告が行われた後、8月以降、原子力災害被災地域の施策について議論が行われております。ことしの夏には最終的な報告が行われ、これをもとに国の復興の基本方針が見直される見込みです。

それでは、国の復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等の概要について、2ページをお願いします。令和6年10月の本委員会で御説明したワーキンググループの中間報告の内容から、今回追記された事項を中心に御説明いたします。(1)、原子力災害被災地域については、項目①、ALPS処理水への対応ですが、水産物の国内消費拡大等に向けた各種支援策とともに、風評対策等に取り組み、適切な賠償を指導していくこととしております。

次に、項目②の環境再生ですが、除去土壤等の処分に向けた取り組みを進めることとしております。

次に、項目③、農林業の再建についてであります、特にシイタケ原木生産のための広葉樹林の再生を推進することとしております。

3ページをお願いします。(2)の地震・津波被災地域ですが、水産業や復興の推進体制が追記されており、まず水産業については項目④、産業・生業の四つ目にあるとおり、水揚げや水産加工業の売り上げの回復について、関係省庁が支援を継続するほか、主要魚種の不漁等の環境変化についても対応していくこととしております。

4ページをお願いします。(3)、復興の推進体制について、項目②の復旧・復興事業の財源等でありますが、令和8年度からの5年間で1兆円台後半の規模が見込まれており、これを精査の上、令和7年の夏ごろに必要な事業規模等を示すこととされております。

次に、項目④、組織についてでありますが、令和8年度以降の復興に向けた組織体制について、令和7年の夏までに所要の検討を行うこととされております。県といたしましては、こころのケア、水産業の再生など、継続が必要とされる事業について、今後とも国への要望、調整等を図ってまいりたいと考えております。

○岩崎友一委員長 ただいま説明がありました東日本大震災津波からの復興の取り組み状況について、質疑、意見等はございますか。

○佐々木茂光委員 私からは、被災者生活支援事業等についてお話ししたいと思います。

これまでずっとこころのケアを含めて、いろいろ生活者の支援に対する事業に大分注目され、議論になってきたわけでありますけれども、震災から14年経過していくと、そこそこ解決され、見通しが立ったものもあれば、まだまだ手を差し伸べていただかねばならないところもあるわけであります。地元等ではそれぞれの団体の方がいろいろ取り組んでいる中で、このごろ、我々がやっている事業が縮小されるのではないか、その辺はどうなのでしょうという話が出てきております。

具体的の話で言うと、災害公営住宅を含めて、コミュニティーの再建がまだされていない地域から、地元の福祉関係の団体の人たちが見回りや見守りをしたり、定期的にお茶会をやっていたりといった支援が届かなくなってくるのではないかという声が聞こえています。これらのケアを含めた件については継続されていくだろうという話でありますけれども、その辺の今後の見通しや、これらのケア以外の支援事業等がどのような方向で進められていくのかお伺いしたいと思います。

○山崎復興くらし再建課被災者生活再建課長 被災者生活支援事業等について、まずいわて被災者支援センターについてでございますけれども、令和3年度の開所から令和7年1月末現在で630件の相談がありまして、そのうち個別支援計画を作成して継続的に支援を行ったのは452件、うち支援が終了したのは306件になっております。

センターに寄せられる相談ですけれども、被災を起因としながらも、その後の生活環境や社会環境の変化に伴いまして、複雑かつ複合化してきているところでございます。専門的な支援が必要なケースについては、弁護士やファイナンシャルプランナーとも連携しながら、一人一人の状況に応じたきめ細やかな支援を行っているところでございます。

今後も弁護士会等の関係機関などとの連携を図るとともに、介護や子育て、生活困窮など、支援ニーズに対応した包括的な支援に取り組む市町村や市町村社会福祉協議会などの連携を一層図りまして、被災者の相談の解決に向けて取り組んでいきたいと考えております。

また、令和8年度以降でございますけれども、ことしの夏ごろの復興の基本方針の見直しに向けて、国で、今議論が進められているところでございまして、個別の事業の方向性についてはまだ示されていないところでありますけれども、いずれ被災地でのニーズがまだあるということを国に伝えまして、復興財源での継続に向けて訴えてまいりたいと考えております。

○佐々木茂光委員 近場でいうと、福島県は私から見ても特別な地域と捉えているのですが、例えば宮城県の動きを、もしわかつておりましたならば、お願ひします。

○山崎復興くらし再建課被災者生活再建課長 令和6年度に被災者支援総合交付金を活用して被災者生活支援事業を実施している自治体は、福島県でも生活支援員等の配置事業はありますけれども、いわて被災者支援センターのような相談支援拠点を設置して、寄り添った支援を実施しているのは、本県だけとなっております。

○佐々木茂光委員 ちなみに、隣の宮城県の様子はわかりますか。

○山崎復興くらし再建課被災者生活再建課長 宮城県においては、この被災者生活支援事業の枠組みで実施している事業はないと認識しております。仙台市や市町村レベルでは活用している事例があるようでございます。

○佐々木茂光委員 やはり縮小と言われても、まだ必要とされているところがあるわけであります。県もそういったところに意を置きながら、国に対して要望していくということでありますけれども、当面は現状で進めますという考え方でよろしいですか。

○山崎復興くらし再建課被災者生活再建課長 今後の方向性についてでございますけれども、本県としてはこれまでの被災地の現状について、先ほど申し上げたような複合的な相談がふえていることなども伝えてまいりましたので、そういうふたつ被災者のニーズに応えられるような形で継続をしたいと要望しているところでございます。

○佐々木茂光委員 もう一点、高田松原津波復興祈念公園についてです。この公園等については、県が指定管理をいただきながら、公園内の環境は整えられているのですが、海側の植林した松の箇所は、植林まではよかったですけれども、どのように管理されているのでしょうか。現状でいうと、葛つるというか、非常に訳のわからないものが松林を全部覆ってしまっている状態で、その中でせっかく植林した松が枯れたり、下草は当然整備もされていないので、そのまま置いておくのはどうかという声が相当出てきております。あの辺の管理がどのような方法で進められていくのか、お知らせ願いたいと思います。

○田村森林保全課総括課長 高田松原の潮害防備保安林につきましては、県が治山事業により平成26年から復旧に着手し、令和2年度に植栽を終了させた後、下刈り等の保育作業を行っているところでございます。

御指摘のとおり、令和6年2月に葛による植栽物の枯死が一部で確認されたことから、令和6年度は下刈りに加え、枝打ちやつる切りを実施したところでございます。令和7年度は、生育状況を踏まえ、間伐を行いますとともに、必要に応じてつる切りを実施することとしております。

○佐々木茂光委員 いずれ定期的に管理をしていきますということでおろしいですか。

○田村森林保全課総括課長 高田松原の再生のためには、間伐等を繰り返していくかなければなりませんので、整備の時期等については管理者の陸前高田市とも相談しながら、しっかりと整備は進めていきたいと考えております。

○大久保隆規委員 さきの3月11日に14年の祈念式典等を執り行いましたが、これから先のことを見通した場合に、この第2期復興・創生期間以降、すなわち令和8年度以降、国にはどういう形でこの地域を今後支援していただけるのだろうかといったところが大きな興味であり、課題であり、また不安でもあろうと思うのです。もうここまでやったのだから、あとは自立しなさいと言われても、実際なかなか困るというのが現地の実情でございます。まだまだ復興は道半ばでございまして、大きくこころのケア、それからなりわいの再生と、この二つの大きなもとで復興を何としても後押しして、下支えして応援していただきたいという次第です。

そういう中で、本年の夏ごろに、令和8年度以降の国の基本方針の見直しを公表されるということなのでございますけれども、実態として、現地の水産業、基幹産業は非常に低迷しています。人口も24%減と、内陸部の10%減を大幅に上回る減少で、地域経済は非常に厳しい状況に置かれているわけなのですけれども、その辺の地域の実情がしっかりと反映された形で、この大きな見直しがされると認識してもいいかどうか、今後に向けての見通し、県との今までの会議のかかわりの中で、ざっくばらんにその辺の感触をお示しいた

だきたいと思います。

○森田復興推進課総括課長　国では、本年度当初から有識者によるワーキンググループを設置しまして、復興における中長期的な課題に関する本県の現状、また意見も踏まえながら、第2期復興・創生期間後の復興施策のあり方の検討を進めているところでございます。

ただいま御紹介いただきました令和6年12月に決定しました第2期復興・創生期間以降の復興の基本方針の見直しに向けた主な課題の中で、こころのケア等の被災者支援などについては、真に必要な範囲で、今後も令和8年度以降の対応を検討するとされているところでございます。

また、今回新たに水産業に関する記載もございました。先ほど北島副部長から御紹介したとおり、水産業、水産加工業も含めて、政府としてしっかりと対応していく、また海洋の環境変化に対応した主要魚種の不漁対策にも取り組んでいくという記載が新たに入ったところでございます。

これも踏まえまして、本県におきましては令和8年度もしっかりと国が対応していただけるものと期待しておりますし、またそれにあわせて、今後も引き続き県としてしっかりと令和8年度以降も被災者支援、それからなりわいの再生を含めて対応していただけるよう求めてまいりたいと考えております。

○大久保隆規委員　14年たちまして、復興事業もほぼ終了しているわけなのですけれども、三陸沖が世界的にも一番、6度ほど海水温が上がっているということで、海洋環境が大幅に変化したことによりまして、主要魚種の不漁という次の産業面における大きな厳しい波が地域を襲っております。

ここに関しましては、いわゆる第2期以降、第3期から、そこに今までにないメニューも含めて、ぜひ国に手厚く御支援をいただくように、なかなか単独で、県だけでそういう水産業対策というのは貰えるものではないと思っていますので、ぜひ国の新規事業をしっかりとかち取っていただくように、お取り組みのほう、くれぐれも何とぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは続きまして、今後の災害への備えを我が岩手県の標準装備にしていくという観点から。日ごろの備えが県民の生命と財産を守るわけでございます。そういった中で、やはり個別避難計画——高齢者や障がい者、妊産婦、外国人など、情報把握や避難が迅速にできない人を把握し、個別避難計画づくりがこれから非常に重要になってくるのだと思います。

そういう中で、新年度、県におきましては、個別避難計画作成支援事業費の事業予算を計上しておりますが、14年たっても、まだまだ個別避難計画がしっかりとしたものにはなっていない、これからまだまだ課題があると認識しているのですけれども、さらにこれをより強化していくために、今後どのような取り組みをお考えになっているのか、御説明をお願いしたいと思います。

○山崎復興くらし再建課被災者生活再建課長　個別避難計画の作成についてでございま

すけれども、県ではこれまで市町村における個別避難計画作成の取り組みを支援するため、市町村担当者を対象とした研修会等の開催や、自主防災組織リーダー、あるいは民生児童委員などを対象とした研修会などにおきまして、個別避難計画作成への協力を依頼するなどの取り組みを行ってきたところでございます。

計画作成に取り組む上での課題はさまざまございますけれども、医療的ケア児等の専門的な支援を要するケースについての作成ノウハウがないことや、沿岸地域の市町村からは津波避難における計画作成の困難さが挙げられております。

このことから、来年度につきましては、これまでの取り組みに加えて、新たに医療的ケア児等に係る計画作成や避難訓練を岩手医科大学等の協力を得ながら実施するほか、今年度作成する津波に特化した個別避難計画の参考様式を活用しまして、津波避難におけるモデル事例を作成するための経費を新年度予算案に盛り込んだところでございます。

○大久保隆規委員 いつ災害が起きるかわかりませんから、そういったところで個別の避難計画がよりしっかりと機能して、被害者ゼロに向かって取り組みが深まりますようよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、日本海溝・千島海溝で発生する地震に伴う本県最大クラスの津波の被害想定を踏まえた今後の対策といった観点でお尋ねしたいと思っております。国も、今回この日本海溝・千島海溝の件に関しまして、名称の変更を検討していると。すなわち北海道・三陸沖後発地震注意情報と変更し、国民にわかりやすい名称にすることで、認知度の向上、より防災の意識を高めていくという趣旨だと思うのですけれども、そういったことを踏まえまして、本県においてもさまざま被害を出さないための取り組み、犠牲者ゼロを目指すために、しっかりとやっていく必要があろうと思っております。

そういう観点から、新年度の地震・津波対策緊急強化事業について内容をお示しいただきたいと思います。

○田端防災課総括課長 地震・津波対策緊急強化事業費についてでございますが、この事業は本県最大クラスの津波の被害想定を踏まえ、県と市町村が一体となって、津波被害による犠牲者ゼロを目指すため、沿岸市町村の取り組みをきめ細かく支援するもので、沿岸市町村が行うソフト対策への補助金や、県と沿岸市町村が設置した巨大地震・津波対策連絡会議の開催に係る経費を計上しているものでございます。

このうち、補助金につきましては、避難所におけるオストメイトトイレなどの要配慮者用備蓄品や防寒アルミシートなどの低体温症対策用備蓄品の整備のほか、自動車避難に係るシミュレーションなどに利用されており、補助金を活用した取り組みが着実に広がっているところでございます。特に来年度は、沿岸 12 市町村全てでこの事業を活用いただく予定としておりまして、本事業等を通じて地域の実情に応じた防災対策を支援してまいります。

○大久保隆規委員 ゼヒよろしくお願ひしたいと思います。

また、あわせまして災害時の通信手段として、やはり情報収集が途絶えるということは

いけませんから、県、関係機関、市町村、消防本部で専用の衛星回線を利用した防災行政情報通信ネットワークを利用しているということでございますけれども、このシステムが万が一破綻した、あるいは故障した、あるいは何か不備があった、何らかの理由でいざあったときに備えていたものが機能しなかったということは、非常に大変な問題になりかねないと思っております。

新年度に通信施設管理費で10億6,600万円計上しておりますけれども、この事業の目的と内容についてまずはお知らせいただきたいと思います。

○田端防災課総括課長 先ほどお話をありましたとおり、県、消防本部、市町村などの間での衛星回線を通じた通信を確保するための防災行政情報通信ネットワークの維持管理を行うための事業でございます。

現在、本県で運用しておりますネットワーク設備の修理対応期間が令和9年度までとなっております。そのことから、次世代型の地域ネットワークの整備のための予算9億9,900万円を計上させていただいております。新たに整備するネットワークシステムは、現行のシステムと比較して大雨による通信障害が起こりにくいですとか、高画質の映像を含む各種データを送受信できるといった改善がなされており、災害時の通信能力が向上したものとなっております。こういったインフラといいますか、技術も導入しながら、災害対策に備えてまいりたいと考えております。

○大久保隆規委員 仮にそういう大災害が発生したときに、地上は大雨だったと。その雨によって、せっかくの衛星のシステムが使えなかつたということがないように備えていくということだと思いますので、非常に御評価申し上げたい、よろしくお願いしたいと思います。

最後にALPS処理水の被害対策についてお尋ねしたいと思います。令和5年度分の本県における風評被害、アワビあるいはナマコに関する交渉が、令和6年の年末に東京電力ホールディングス株式会社と折り合いがついて、その旨補償がされたということでございましたので、皆さんのお取り組みに感謝申し上げたいと思います。

令和6年度分は、今これからまさにその内容を詳細に把握されて、その上で同じく東京電力と交渉されると思います。ただ、令和5年度の交渉の経緯の中身をいろいろお伺いしたところ、なかなか東京電力もすぐ腕の弁護士をお立てになって、これは違う、これは違うと随分とはじかれて、実際にこの被害に遭った方々は、時間がかかるて相当苦労したという話をあちこちから耳にしました。対応している例えば県漁連の職員の方々以上の専門用語を駆使しまして——法律的な専門家である敏腕の弁護士から見れば、いわば東京電力に対してその賠償額を少なくするのが仕事ですから。しかし、そういう形で実際に被害に遭った方々は本当に困っていたわけなのです。

ですから、令和5年度の経過を踏まえて、令和6年度、すなわち新年度になってからの交渉が始まりますけれども、この辺をきっちりと説明して、より迅速に被害に本当に遭っている方々——アワビだったり、あるいはナマコだったりが輸出もなかなかできない、し

かも金額も大きく下がっているということで、沿岸地域にとっては本当になりわいの再生に大きな影を落としているのは事実ですから、そういったところを何とか令和6年度はより円滑にお取り組みいただきたいと思っております。その辺に関しまして、今年度の方針、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○田澤総括危機管理監兼放射線影響対策課長 まず、令和6年度の被害の状況でございます。令和5年8月からの処理水の海洋放出に伴いまして、海洋放出前の令和4年度と比べますと、アワビの令和6年度の価格が約5割低下しております。それから、ナマコも同じく令和6年度分の価格が、これは1月末現在の比較となりますが、約2割低下するなど、深刻な影響が出ております。こうした価格低下による損害については、先ほど大久保隆規委員からお話しいただきましたとおり、県内の漁業団体で東京電力と交渉を行ってきております。

今後の動きですけれども、令和6年度漁獲分に関しては、アワビについてはまだ水揚げ数量の確定のための作業中と聞いております。それから、ナマコにつきましても3月までが漁期でございますので、水揚げ数量が未確定で賠償交渉はまだ始まっていない状況でございますが、今後年度内の水揚げ数量などが確定次第、交渉に入る予定と伺っております。

東京電力の交渉姿勢ということで、今大久保隆規委員からも御指摘がございましたが、県におきましてはこれまで影響を受けた事業者に対する損害賠償が円滑に進むように、経済産業省を初めとする国に対しまして、政府予算要望に加えまして沿岸市町村、あるいは県漁連と共同での要望なども行っております。その中で、被害の実態に即した迅速かつ確実な賠償を求めてきたところでございまして、今後におきましても損害賠償交渉の進捗等を踏まえて、迅速かつ確実な賠償、あるいは丁寧な対応といった点について必要な要望を行ってまいります。

○城内愛彦委員 重茂地区音部漁港についてでありますが、掘り込み式漁港の完成時期はいつになっているのか、お伺いします。

○工藤漁港漁村課総括課長 音部漁港の掘り込み式漁港の整備につきましては、平成25年度から復興予算を活用し、水産生産基盤整備事業による整備を進め、令和5年3月に導流堤、マイナス2メートル物揚げ場、船揚げ場などの漁港施設が完成し、令和5年11月から供用を開始しているところです。

令和4年度から、漁業生産の効率化や就労環境の改善を図るため、漁村再生交付金を活用し、掘り込み式漁港周辺の臨港道路や荷揚げクレーン、物揚げ場背後の用地舗装などの整備を進めているところであり、令和8年度内の完成に向け、工事の進捗を図っているところです。

○城内愛彦委員 まさにこれは復興のシンボルだったのですけれども、なぜこのようにおくれたかというのは、また後日やりたいと思います。

次に、企業倒産の状況の現状と推移についてお伺いします。

○小野寺経営支援課総括課長 東京商工リサーチ盛岡支店による県内の企業倒産件数の

推移でございますが、令和元年から申し上げますと、令和元年は42件、令和2年も42件、令和3年25件、令和4年47件、令和5年55件、令和6年76件となっておりまして、近年は増加傾向にあります。

○城内愛彦委員 次に、ゼロゼロ融資の返済状況はどのようにになっているのかお伺いします。

○小野寺経営支援課総括課長 令和2年5月1日から令和3年5月31日まで展開されました新型コロナウイルス感染症対応資金、いわゆるゼロゼロ融資でございますが、まず融資実績はトータルで1万2,110件、金額は1,944億790万円余でございます。

業種ごとの融資実績は出されておりませんが、岩手県信用保証協会の保証承諾実績を参考に申し上げます。製造業というくくりで申し上げますと、水産加工業が含まれる製造業全体の実績は1,979件、金額は360億5,323万円余、宿泊業が含まれますサービス業の実績を申し上げますと、件数は2,186件、金額は338億5,633万円余といった状況になっております。

○城内愛彦委員 特に沿岸部被災地の状況はあまりよくないと言っても過言ではありません。担い手もなかなか見つからない状況があるわけでありまして、これはもう復興特別委員会以前にも問い合わせをしたところでありますので、ぜひ寄り添うという姿勢、対応をお願いしたいと思います。そうでないと、もう沿岸部からどんどん事業者が減ってしまうということ、それは人口減少に拍車をかけてしまうということです。なりわいの再生というのは、やはり大事だと思いますし、そのなりわいをどうやって支援してもらおうかが今正念場と言っても過言ではないと思いますので、ぜひこの点についてはお願いします。

次に移ります。災害公営住宅の入居状況、空き室の状況とあわせて理由もお願いします。

○高井参事兼建築住宅課総括課長 災害公営住宅に関して御質問いただきました。県営の災害公営住宅における入居状況についてでございますが、令和6年12月末時点におきまして、管理戸数1,760戸に対しまして入居戸数が1,444戸、入居率は82%で、316戸が空き室となっている状況でございます。

この空き室が発生している理由についてでございますが、市町村営を含めた県内の災害公営住宅を、平成25年当時に被災者の意向調査等の結果も踏まえまして、最終的には5,833戸整備したところでございますが、入居戸数については県内の災害公営住宅全戸が完成しました令和2年度末時点で5,254戸、この時点で空き室が579戸発生していた状況でございます。このような原因、空き室が発生したのは、公営住宅の整備の過程で被災者の意向が変化したこと、それから施設への入居や、親族との同居で退去されたということがあったものと考えております。

○城内愛彦委員 今後の利活用について、もちろん今、民間、被災をしなかった方々も利用できるような状況になったということと、若い方々がチャレンジして住めるような状況というのも、県で取り組んでこられたことは承知していますが、今般大船渡市の林野火災

で被災をした方々が多数いらっしゃいます。そういう方々にも率先して優先的に利用できるようにしてはいかがかと思いますが、そのことについては取り組まれているのかお伺いしたいと思います。

○高井参事兼建築住宅課総括課長 災害公営住宅の利活用ということで、城内愛彦委員からも御紹介いただきました、いわてお試し居住体験事業や、活用促進モデル事業など、いろいろ取り組んできたところでございます。今般の火災が発生しまして、実際空き室も発生しているということで、我々としても至急提供できる住宅を御用意させていただきまして、大船渡市の近郊も含めてですけれども、全体では今 87 戸です。御提供できるような体制、仕組みも、もともと整っておりますので、災害に伴う一時使用という形で活用は進めております。

○城内愛彦委員 ぜひ速やかに対応していただければと思います。いずれ被災した方々が長く仮設にいるのは、なかなか厳しい状況でありますので、なるべく地元を率先してやって対応していただきたいと思います。

次に、追悼式の開催の状況についてお伺いします。

○森田復興推進課総括課長 今年度の追悼式の開催でございますけれども、今年度も昨年度に引き続きまして盛岡広域首長懇談会と共に盛岡市のトーサイクラシックホール岩手で開催したところでございます。

当日は、伊藤復興大臣を初めとして、県選出国会議員、県議会議員の皆様、市町村長及び市町村議会議長の皆様、復旧・復興に携わられた団体等の御来賓 129 名の方、県民の方々が 135 人、それから主催者、共催者 36 人と、合わせて 300 名の方々に御参列をいたしましたところでございます。

○城内愛彦委員 沿岸部被災地でも追悼式は行っているわけでありまして、その際に私も御案内をいただきました。県の主催の追悼式というところで、私はもちろん地元に出るわけですが、その辺に少し違和感を感じてしまいました。以前だと、どちらに出ますかという選択肢があったと思うのですが、そのことによって被災した現場の思いと、県の皆さんのがやろうとする追悼式の思いに、だんだんに時代とともに少し差が出てきているのではないかと思うところであります。

そこで、次の質問に移るのですが、関連して県立高田松原津波復興祈念公園の入館状況はどのようにになっているのかお伺いします。

○澤田都市計画課総括課長 県立高田松原津波復興祈念公園の入客の状況についてでございます。本公園は、東西に約 2 キロと大変広くて、自由に園内を利用できることとしているため、県で正確な入客数については把握していないところでございますが、公園内の施設であります道の駅高田松原につきましては、令和 7 年 2 月の来館者数が 2 万 5,700 人、そして復興防災部が管理しています東日本大震災津波伝承館の来館者数につきましては、令和 7 年 2 月の来館者数が 9,162 人でございまして、来館者の一定数が本公園を利用いたしていると認識しているところです。

本公園には、国が管理している追悼祈念施設、陸前高田市が管理しております震災遺構などがありまして、公園の利活用を推進するため、国、県、陸前高田市、N P O等の民間団体、指定管理者が連携しまして、公園の特色を生かしたさまざまなイベント等を実施しているところです。

今後とも、国、県、陸前高田市や民間団体と共同で公園の利活用が進められるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○城内愛彦委員 ぜひその点については進めていただきたいと思いますし、これまで何度も何度かお伺いしてきましたけれども、この施設をゲートウェーという位置づけで、被災した県内の各地に人を御案内すると皆さんお話しされてきていますが、その辺の状況はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○澤田都市計画課総括課長 県立高田松原津波復興祈念公園につきましては、津波復興祈念公園全体としましてゲートウェーとしての機能を担っているところでございます。いずれ今後とも国、県、市と連携しまして、そういったゲートウェーの機能が果たせるように公園の利活用を進めていきたいと考えているところです。

○城内愛彦委員 なかなか明快な答弁ではないと言わざるを得ないところであります。

これをなぜ私が言うかといいますと、各地域で被災したいろいろなモニュメントであったり、いろいろな施設があるわけですが、なかなかそこまで到達していない、なおかつ、この高田松原の津波復興祈念公園で、施設もそうですけれども、ここで完結してしまうと、全てがもうまさに風化につながってしまうと言っても過言ではないと思っています。特に3月11日、私は宮古市の追悼式に出席し、その帰りの際にラジオ番組を聞いてきたのですけれども、来館者数がもう100万人という話をインタビューに対して答えていました。その際に、ああ、そうか、ここはもうゲートウェーでなくて、パッケージとしてとどまっているのではないかという寂しい思いをして聞いてきました。

被災した地域は一定数あるわけでありまして、そこにまさに高田松原から皆さん行ってみてくださいという……入館者数が100万人なりを達成したということで達成感があって、そこでとまったのだなと寂しい思いをして私は聞いてきました。追悼式もそうですけれども、ぜひ今後一体感をもって県全体で、あるいは当初の復興計画、なりわいの再生、生活の再建、安全の確保と言いながらも、途中から未来への伝承ということで位置づけてできてきている施設であるわけで、伝承というのは全体的に東日本大震災津波のことを私は指していると思っています。ぜひそういう思いを酌んでほしいと思いますが、皆さん、担当される方々は、東日本大震災津波を経験していない方がもうほぼ半数以上になっているかもしれないけれども、だからこそ伝承という位置づけがあるのだと思いますが、その辺どうでしょうか。

○森田復興推進課総括課長 東日本大震災津波の事実、教訓、確実な伝承は、極めて重要な課題であると思っておりますし、その4本の柱の一つとなっているところでございます。

先ほど城内愛彦委員から伝承館の来館者数が100万人を超えたとお話をいただきましたが、

現状を正確に申し上げますと 117 万人を超えているところでございまして、この効果を波及させる、ほかの伝承施設への周遊につなげていくということは非常に重要であると考えております。

3月 7 日に県内の震災伝承施設等の情報を一元化したウェブページを公開しております。伝承館のゲートウェー機能の強化ということで、さまざまな震災遺構を御紹介し、検索機能を設けておりますし、学校での震災学習に活用できるような事例等も紹介しているページでございます。これを使いまして、来年度以降はしっかりと周遊機会の確保に取り組んでまいりたいと思っております。何分、震災から 14 年が経過し、現在の小学生、中学生は、もう震災の記憶、あるいは経験が全くない状況でございます。先日追悼式におきましても、高校生から、明確な震災の記憶はない、しかしながら自分たちには想像力があると。その想像力をもって、震災のことを今後も伝えていきたいという大変すばらしい力強いメッセージを頂戴いたしました。

私どもにおきましても、いわて復興未来塾の開催や、海外高校生との交流事業で、被災地であるインドネシア、ハワイの高校生との交流、震災について語り合うという機会も設けております。こうした機会を持ちながら、今後の世代がしっかりと震災を伝承していくように取り組んでまいりたいと考えております。

○城内愛彦委員 私もその高校生の追悼の言葉をラジオで聞いていましたが、本当に心を打たれました。そういう思いを持っている子供たちがいる一方で、それを主催する側にその心の欠如があつては、やはりいけないと思いますので、主催をする側にもそういう思いを持っていただけるように伝承活動をしてほしいと思います。

そこで、最後になりますけれども、昨年神戸市に行ってまいりまして、その際に阪神・淡路大震災から 30 年がたって、その施設を見てきたのですけれども、リニューアルをしていました。これから我々が持っている高田松原の復興祈念公園も、もしかしたらリニューアルや常に展示物の仕組み、伝え方を考える時期が必要になってくると思っています。ですので、そういったことも念頭に置きながら、この館の運営や、少しずつみんなが風化しないことを考えてほしいと思いますが、最後に私の今の想いについてコメントをいただければと思います。

○福田復興防災部長 神戸市の伝承館に私も行ってまいりまして、震災伝承だけではなくて、今後の防災に向けた新しい展示がされていると感じたところでございます。

その上で、本県も伝承館を中心として、海外との連携などさまざま行っておりますし、先ほど森田復興推進課総括課長が申し上げたように、津波伝承館だけではなくて、さまざまな伝承施設を総合したネットワーク化を今後強力に進めていきたいと考えておりますので、御指摘を踏まえ、さらに伝承活動が活発にできるように取り組んでいきたいと思います。

○齊藤信委員 最初に、被災者のこころのケアについて、昨年度、今年度の相談件数はどうなっているか、その特徴について示してください。

○佐々木障がい保健福祉課総括課長 被災者のこころのケアについてでございますが、岩手県こころのケアセンターの相談件数は、令和5年度は8,084件、令和6年度は12月末現在の数字でございますが、9,979件となっているところでございます。相談の特徴としましては、睡眠障害や気分障害などのストレス関連の症状に関するものが多くなっており、自身の高齢化や家族問題、経済的な問題といった被災後の二次的なストレスの蓄積、移転先での孤立など、時間の経過に伴い、被災者の抱える問題が複雑化、多様化している状況が認められるところでです。

○斎藤信委員 今、答弁があったように、令和6年度は12月段階ですけれども、9,979件と、もう2,000件近く昨年度よりふえているのですね。この増加した理由、取り組みの内容について示してください。

○佐々木障がい保健福祉課総括課長 相談件数の増加についてでございますが、こころのケアセンターでは相談室等による直接的な被災者からの相談対応のほか、市町村からの要請に応じまして、要支援者の早期把握のために市町村が実施する保健事業や、各種事業に出向いて、被災者の心の相談に対応することも多い状況にあります。市町村では、例えば特定健診において鬱スクリーニング検査や健康調査もあわせて実施する市町村もありまして、こころのケアセンターもそういう場に出向きまして、ピックアップされた方に対して聞き取り調査や相談の対応を行っているところでございます。

こうした市町村の特定健診等の支援に対応した月は相談件数が多くなっていると承知しております、これにつきましては心の状態が悪化する前の予防的介入の取り組みが進んできていることも相談件数増加の一因であると考えております。

○斎藤信委員 14年たって、こころのケアの取り組みもかなり掘り起こしや市町村との連携も強化されて、12月段階でほぼ1万件という相談件数です。これは本当にこれからも継続強化をしていただきたい。

次に、いわて子どものこころのケアの取り組みも示してください。

○佐々木障がい保健福祉課総括課長 子どものこころのケアについてでございます。これまでの取り組みを継続しまして、沿岸3地区での巡回相談、その中で診療につなげる必要がある相談者に対する受診調整、治療後のアフターケア等に取り組んでまいりました。

いわてこどもケアセンターの令和5年度の相談件数は1,646件で、令和6年度につきましては12月末現在で1,486件となっております。相談の特徴としましては、中学生年代が最も多く、主訴としましては行動や発達関係といった環境的な不適応による相談の割合が多くなっているものと承知しております。

○斎藤信委員 先ほど冒頭の説明のときに、こころのケアは来年度4億円余でした。子どものこころのケアの予算というのはどこに入るのですか。

○佐々木障がい保健福祉課総括課長 子どものこころのケアセンターの令和7年度予算につきましては、大人のこころのケアセンターの予算とはまた別枠の予算でございまして、被災児童関係予算のうち、こどもケアセンターに関する予算額は5,500万円余となってお

ります。

○齊藤信委員 12月段階で1,486件ですから、恐らく昨年並みをもしかしたら超えるかという状況だと思います。

次に、被災者の生活支援相談員の配置などですけれども、今年度の生活支援相談員の配置と活動の実績を示してください。

○草木地域福祉課総括課長 生活支援相談員についてですが、今年度は7市町の社会福祉協議会と県社会福祉協議会に令和7年1月末の時点で44人を配置して、被災者の見守りや相談支援、福祉コミュニティーの形成支援に取り組んでいるところです。活動実績につきましては、令和5年度になりますが、支援対象の1,700世帯の方々を対象としまして、令和6年3月末までに見守り、相談支援等が3万1,000回、サロン活動等の地域支援が約1,600回となっております。

○齊藤信委員 14年たって、例えば災害公営住宅の場合は、もう3分の1が高齢者の単独世帯になっていて、大規模な災害公営住宅では本当に毎日のように救急車が来るという話も私は聞いてきましたけれども、それだけにこの生活支援相談員の活動も大変重要だと、これも今後継続すべき事業ではないのかと思いますが、来年度どういう配置見込みなのか、それ以降の見通しについて示してください。

○草木地域福祉課総括課長 生活支援相談員の令和7年度の計画数についてでございますが、令和7年は49人の生活支援相談員の配置を予定しているところです。

今後の取り組みですが、被災者の見守りにつきましては、息の長い包括的な支援体制を続けていくことが重要と考えておりますので、引き続き沿岸市町村や関係機関と連携、協議しながら、伴走型の支援に取り組んでいきたいと考えております。

○齊藤信委員 ぜひ息長くこういう活動を継続してほしいのですけれども、私は県土整備部の予算特別委員会の審査で災害公営住宅の集会室の活用の問題を取り上げました。支援員が配置されているところは、10回から20回集会所が活用されている、そうでないところは、ゼロ回から2回というのがもう半分以上を占めるのです。だから、災害公営住宅でのコミュニティー確立という点にとっても、見守りという点にとっても、この災害公営住宅での支援員の配置をもっと積極的に進めるべきではないのかと思いますが、いかがでしょうか。

○草木地域福祉課総括課長 本県の生活支援相談員につきましては、市町村や民生委員、市町村が独自に配置している支援員等と連携しながら活動しております、各市町村社会福祉協議会の意向を踏まえながら、必要な人員を配置しているところでございます。

引き続き各市町村の意向を踏まえ、地域住民が相互に支え合うことができるような福祉コミュニティーの形成推進に取り組んでまいります。

○齊藤信委員 支援員を配置しているところとされていないところで、集会所の活用が本当に天と地の違いがはっきりしているのです。この集会所は、それこそ阪神・淡路大震災の教訓で、コミュニティーの形成のためにどこでも立派な集会所がつくられているのです。

それを活用するのが私は東日本大震災津波の教訓なのだと思うのです。しかし、現実問題として、今お話ししたようにやはり支援員が配置されているところ、されていないところで大きな格差が出ている。宮城県でも南三陸町では、町独自に配置して、来年度も町が単独で継続するよということをやっているのです。配置しているところの成果、実績、コミュニティーの確立というのは示されているわけだから、そこをしっかりと見て対応する必要があるのではないでしょうか。

○草木地域福祉課総括課長 集会所の活用状況につきまして、各市町と引き続き意見交換をしながら、効果的に使われるよう取り組んでまいります。

○齊藤信委員 先ほどお聞きしましたら、今年度は44人の配置で、来年度は49人配置するという計画ですから、県は前向きに取り組んでいると。ただ、やはり復興事業自体がもう令和7年度で終わるというので、どこでもソフトランディングを考えていて、必要性ではなくて、事業がなくなるのではないかという前提でやっているので、そこをやはり突破していくことを考えないと、実態からではなく、国の施策の見込みでこれが縮小、なくなったりしたら、私は本末転倒ではないかと思います。

それで、応急仮設、災害公営住宅での孤独死の推移、これはどうなっているでしょうか。

○高井参事兼建築住宅課総括課長 応急仮設住宅と災害公営住宅での孤独死の状況ということでお答え申し上げます。

これまで応急仮設住宅、または災害公営住宅入居者で死後に発見された方は、令和6年12月までに170名と承知しております。

○齊藤信委員 もう少し丁寧な答弁が欲しかったのだけれども、応急仮設住宅は、もう平成30年度でなくなっていますから、これは46人なのです。災害公営住宅での孤独死は124人です。昨年度は6人だったのですけれども、令和4年度は22人で、これは最高でした。今のところ、ことしはゼロと私は聞いていますけれども、この間ずっと10人から多いときで今言ったような20人という規模で孤独死が出ていて、もう災害公営住宅から孤独死を出さないという取り組みを強化する必要があると、そういう点でも支援員の配置が必要なのではないかというのは、これは指摘だけにとどめておきます。

それでは次に、なりわいの再生についてお聞きいたします。グループ補助利用者の再建状況、伴走型支援の成果について示してください。

○小野寺経営支援課総括課長 東日本大震災津波に係るグループ補助金の実績でございますが、まず令和7年1月末時点では1,573事業者、918億円余の交付決定をしております。再建とは逆に、倒産等の状況について申し上げますと、そのうち32件の倒産がございまして、業種別の主な内訳としますと、水産加工業が8件、小売業が6件、宿泊業が5件といった状況になっております。自己負担分に高度化スキームを利用された方は346件、165億円余ございましたが、そのうち完済された事業者の方は59件、8億円余です。逆に、条件変更、償還猶予等の条件変更を行っている事業者は75件でございます。高度化スキーム利用者に対しましては、公益財団法人いわて産業振興センターを中心にフォローアップ

を行っております。事業者の方々を巡回して、お話を聞きしてフォローアップを行っております。その中で、経営改善計画の策定支援や販路開拓支援、それからＳＮＳでの発信、情報発信の支援を行っておりまして、平成 27 年 11 月以降、ことしの 1 月末までに延べ 1,660 件実施しております。そういったことで、事業の継続、それから新たな取り組みの推進に寄与しているものと考えております。

○齊藤信委員 今、答弁があったように、1,573 件交付決定があつて、そのうち倒産は 32 件、これは交付決定の 2 %なのです。だから、グループ補助というのは、圧倒的に事業者の再建にとって大きな役割を果たしたと思います。引き続き、伴走支援を強めていただきたい。

それと、被災事業者の再建状況について、復興局はいつも 85% ぐらい再建したというのだけれども、今定期的に商工会議所、商工会が実施している調査では、再建状況が 65.8 % なのです。これは、調査の対象が違うかもしれないけれども、実際 14 年たつて再建がどうなっているかという実態に即した評価をしっかりやるべきではないのかと。65.8 % というのは新規は入っていませんから。65.8 % 再建したのだけれども、では今震災前と比べて会員数はどうなのかと、これが一番実態を反映する数字ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○小野寺経営支援課総括課長 被災市町村における商工団体会員事業所の被害状況調査結果——ことしの 2 月 1 日時点を行ったものによりますと、震災時の平成 23 年時点の商工会、商工会議所の会員数は 7,701 でございました。その後、新たに加入なさった会員が 2,783、一方で退会の会員が 3,721 となっておりますので、ことしの 2 月 1 日時点の会員数は 6,763 で、平成 23 年度と比べますと 938 減少している状況です。

○齊藤信委員 商工業の関係でいくと、これは年に 4 回、系統的に調査しているのです。だから、やはり系統的に今も調査して、実態が明らかになったデータで、今の再建状況を評価すべきだということを指摘しておきます。

最後です。災害援護資金の利用実績、返済状況、滞納状況について示してください。

○山崎復興くらし再建課被災者生活再建課長 東日本大震災津波に係る災害援護資金でございますけれども、貸付実績は令和 6 年 9 月末時点で 1,171 件、金額として 30 億 3,230 万円余となっております。そのうち、既に完済されたものについては 461 件、12 億 1,349 万円となっております。また、滞納となっているものは 332 件、3 億 8,355 万円余となっているところでございます。

○齊藤信委員 岩手県の災害援護資金は、宮城県や福島県と比べると数は少ない、傷は浅いと言ってもいいと思います。それは、住宅再建に対するさまざまな支援策が充実していたことが背景にあるのではないか。それでも、今答弁にあったように、既に支払い期日が来た 1,077 件のうち、332 件、30.8 % が滞納ということで、この解決が求められていると。阪神・淡路大震災のときには、20 年経過して、地元自治体がそれをなしにしたと記憶しています。新型コロナウイルス感染症のときの生活福祉資金は、返済のときに非課税であれ

ば、これは返済免除と。いわばそういう新しい救済策が既につくられているときに、14年経過して、もう実際に支払いが困難だという世帯も高齢化で出ているわけです。私は、国に対してそういう支払いの免除を、もう20年も待たずにきちんと制度化することが必要だと思いますけれども、今後の対応、市町村の対応、国への対応を示してください。

○山崎復興くらし再建課被災者生活再建課長 災害援護資金の免除措置でございますけれども、東日本大震災津波において災害援護資金の償還が免除されるものについては、死亡または重度障がいの場合、それから破産手続または再生手続開始の決定を受けた場合、そのほか無資力またはこれに近い状態にあり、支払い猶予を受けた者が最終支払い期日から10年間その状態にあり、かつ、支払うことができることとなる見込みがない場合となっておりまして、市町村においては法令等に基づいて借受人の資力状況などに応じて支払いの猶予、それから少額での返済という対応を行っている状況でございます。

県としては、償還が困難な方々それぞれの状況を丁寧に把握して、支払いの猶予など返済能力に応じて対応するように助言し、また、国に対しましては支払い免除のいわゆる無資力またはこれに近い状態が具体的にどういう状態なのかについて明確にするよう求めているところでございまして、いずれ借受人の資力に応じて対応していくと取り組んでいるところでございます。

○斎藤信委員 これで終わりますけれども、災害援護資金で再建した、生活を立て直しました。しかし、結局借金なのです。上限350万円ですから、それなりの資金です。しかし、高齢化して本当に支払いが困難だという世帯が30%の圧倒的多数なのではないかと思います。そういう点では、10年間放置するのではなくて、今、答弁があった方向でいいと思いますけれども、阪神・淡路大震災の例もあるし、先ほど私が紹介した、新型コロナウイルス感染症の生活福祉資金のときに返済時に非課税だったら免除という、こういう制度も新たにつくられているわけだから、ぜひ災害援護資金、支払いが困難というところについては、しっかりと県としても市町村と協力して対応するように求めて、終わります。

○佐々木朋和委員 第2期復興・創生期間の復興の基本方針の見直しの中で、シイタケ原木生産のための広葉樹林の計画的な再生が盛り込まれたことは、大変心強いと思っているのですけれども、今まで土から木、また、ほど木からシイタケへセシウムの移行係数ということものはっきりしなかった。また、原木林の中では、風向きによって土壤のセシウムの濃いところ、薄いところ、あるいはその中にあってもセシウムを吸い込んでいる木、そうではない木ということで、なかなか知見がはっきりしなかったところがあります。そういった中で、今、国としてこういった方針が出てきているということで、国としては原木林の再生に向けて、具体的な方法や方針が出てきているのか、また、そのもととなる頼りになる知見が出てきているのか、この辺について教えていただきたいと思います。

○坂田農林水産企画室企画課長 原木シイタケの露地栽培につきましては、県が定める管理計画に基づき管理することを条件に出荷制限が一部解除されておりまして、これまで224名の出荷が再開可能となっております。残る方は11人なのですが、いずれ年にあまり

生産、出荷されていない方とお聞きしております、林野庁と今後解除の協議を進めいくことにしております。

セシウムの移行係数と広葉樹の利用再開につきましても、現地の市町村において試験設定なども今しておりますので、そういう状況をよく確認し、国にも求めながら、出荷が進むように取り組んでいきたいと考えております。

○佐々木朋和委員 出荷制限のことではなくて、原木林の再生について、国が基本方針の見直しの課題として載せてきているわけですけれども、そのように進めていただきたかったのですが、これまでなかなかそれまでの知見がたまっていなかったり、あるいはどのようにして原木林を再生していくのかという方法が見てなかつたのです。それについて、今回国がこのような方針を出してきたということは、国でそういった再生に向けての方針や、そのもととなる頼りになる知見を出してきているのか、この件についてお聞きしたかったですけれども、もう一度お願いします。

○坂田農林水産企画室企画課長 手元にそういうデータは今持ち合わせておりませんが、いずれ確認して、新しい知見のもとにそういう除染の部分が進むように、国にも求めてまいりますし、情報についても皆さんにいろいろお伝えしていきたいと思っております。

○岩崎友一委員長 ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 では、ほかにないようですので、東日本大震災津波からの復興の取組状況については、これをもって終了いたします。

執行部の皆さんには退席されて結構です。お疲れさまでした。

次に、日程2、現地調査の実施についてであります、配付資料4のとおり、5月27日火曜日と5月30日金曜日の2日間で、被災地における復興の取り組み状況や課題等について現地調査を実施したいと考えております。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認め、さよう決定しました。

なお、日程等の詳細については、後日各委員の皆様に通知いたしますので、御了承願います。

次に、その他でありますが、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ないようでありますので、以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。